

第Ⅱ章

70年のあゆみ(分野別)

1 地域福祉分野

地区社会福祉協議会の設立と活動展開

地区社協は、地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のため、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織された任意団体です。市内には 104 の地区社協（令和 5 年 3 月現在）が結成されており、見守り・声掛けなどの安否確認や住民が集うサロン活動などを行う小地域福祉ネットワーク活動をはじめ、地域の実情に応じたさまざまな福祉活動に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会設立の経緯

地区社協の組織化は、昭和 40 年代初頭から本格的に始まりました。高度成長期における目覚ましい経済発展の一方で、地縁による地域住民の結び付きが弱まりつつあった時代でした。昭和 42 年 8 月に発行された小冊子「地区社会福祉協議会（支部）設置のすすめ」（次ページ参照）のまえがきで、当時の市長で本会会长でもあった島野武会長は、「今日市民生活の中で反省されますことの一つは経済のめざましい発展にひきかえて市民個々のもつ人間味、心の温かさ等精神生活の豊かさ、ゆとりが次第に失われ個人的自由の面（自己中心）に傾いて社会的協同の面（社会連帯感）がややもすれば薄れようとしている事実で、この傾向は近年都市化産業化の急激な影響によって地縁性による地域住民の結びつきを弱めつつあります」と語っています。

本会では、このような社会情勢を受け、地域において住民参加による福祉活動が展開できるよう地区社協の設立を進めていくこととし、昭和 42 年 9 月、「仙台市社会福祉協議会支部設置規程」を定めました。

地区社会福祉協議会の誕生（昭和期）

時代の変化のなかで、市民に地区社協の必要性を訴え続けたことが実を結び、昭和 43 年、最初の地区社協が誕生しました。10 月に東六・八幡・郡山・中田の各地域に地区社協が設立されたことを皮切りに、11 月には榴岡・長町に、12 月には六郷・生出にも設立され、この年 8 つの地区社協が誕生しました。

翌 44 年には、木町・立町・上杉・宮城野・高砂・荒町・連坊・南小泉南・若林・七郷・向山・鹿野の 12 の地域で地区社協が設立され、さらに昭和 45 年には、通町・国見・荒巻・北六・小松島・東仙台・岩切・南材・南小泉北・西多賀の 10 の地域で設立されるなど、3 年間で地区社協数は 30 になりました。

その後、地区社協は住民活動主体、地域における福祉課題解決、連携・協働などの基本的性質は変わることなく、地域住民や関係団体との話し合いを重ねながら、その時々の社会情勢や地域の状況変化によって表出するさまざまな地域課題に対応していくことになります。

«地区社協の手引き» いろいろ

本会では、地区社協運営の参考としていただくため、組織づくりや活動の展開ポイントなどをまとめた「地区社協の手引き」を発行してきました。この手引きは、その時々の社会情勢や地区社協活動の深まりなどに合わせ、5年から10年ごとに改訂しています。

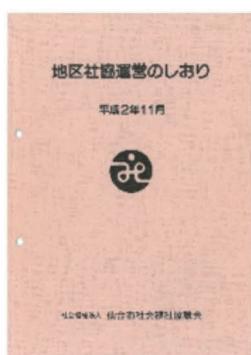
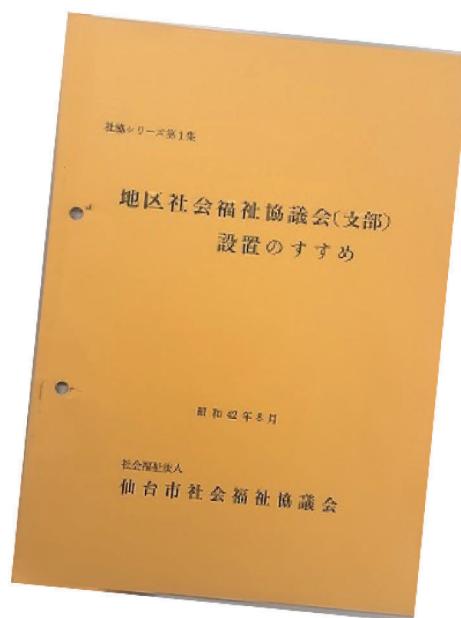
『地区社会福祉協議会（支部）設置のすすめ』

(昭和42年8月) ▶

右の冊子は、昭和42年当時、本会が各地域に地区社協の設立を進めるため作成した最初の手引きです。

全16ページにわたって今日に至るまで守られている普遍的な地区社協の基本的性質と、地区社協設立を願う熱い思いが書かれています。

歴代『地区社協の手引き』



昭和54年発行

平成2年発行



平成11年発行



平成16年発行

地区社会福祉協議会 の手引き



社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

令和2年発行の最新版

政令指定都市への移行と 地区社会福祉協議会設立の広がり

仙台市は、昭和 62 年から翌 63 年に泉市・宮城町・秋保町の 2 市 2 町と合併し、平成元年 4 月には東北初の政令指定都市に移行しました。移行により現在の 5 つの区制が施行されました。本会においても、昭和 63 年に（社福）宮城町社協と合併（吸収合併）し、平成元年には（社福）泉市社協との組織一体化を図りました。それまで旧宮城町及び泉市には地区社協という組織はありませんでしたが、町内会や民生委員児童委員など地域の関係者のところへ出向いたり、地域内で住民説明会を開催したりするなど積極的に働きかけた結果、これら地域においても地区社協が設立され、今日（令和 5 年 3 月現在）ではほぼ市内全域にあたる 104 地区に広がっています。なお、旧秋保町社協（任意団体）は、平成元年 4 月、新たに秋保地区社協となりました。



住吉台地区での住民説明会(平成5年)



高森東地区社協設立総会(平成5年)

104 地区社協設立の経過

年	地区数	地区社協(設立された月)
昭和43年	8地区	東六地区(10月)、八幡地区(10月)、榴岡地区(11月)、六郷地区(12月)、長町地区(11月)、郡山地区(10月)、中田地区(10月)、生出学区(12月)
昭和44年	12地区	木町地区(2月)、立町地区(6月)、上杉地区(3月)、宮城野地区(2月)、高砂地区(2月)、荒町地区(10月)、連坊地区(3月)、南小泉南地区(7月)、若林地区(4月)、七郷地区(2月)、向山地区(4月)、鹿野地区(1月)
昭和45年	10地区	通町地区(2月)、国見地区(4月)、荒巻地区(1月)、北六地区(6月)、小松島地区(5月)、東仙台地区(5月)、岩切地区(1月)、南材地区(7月)、南小泉北地区(3月)、西多賀地区(2月)
昭和46年	2地区	台原地区(8月)、原町地区(4月)
昭和47年	4地区	東二地区(1月)、幸町地区(5月)、鶴ヶ谷地区(6月)、八木山地区(10月)
昭和48年	3地区	片平地区(6月)、折立地区(8月)、安養寺地区(7月)
昭和50年	1地区	秋保地区(12月) ※旧秋保町社協
昭和51年	1地区	中江地区(11月)

年	地区数	地区社協(設立された月)
昭和52年	2地区	北仙台地区(4月)、大和地区(4月)
昭和54年	3地区	中山地区(7月)、桜ヶ丘地区(3月)、川平地区(4月)
昭和55年	1地区	旭ヶ丘地区(10月)
昭和59年	1地区	舟江地区(4月)
昭和61年	1地区	太白地区(6月)
昭和63年	1地区	八木山南地区(8月)
平成元年	1地区	五橋地区(5月)
平成2年	7地区	広瀬(4月)、上愛子学区(4月)、作並地区(4月)、川前地区(4月)、大沢地区(4月)、吉成学区(4月)、大倉地区(4月)
平成5年	8地区	新田地区(4月)、西部地区(7月)、住吉台地区(6月)、高森東地区(5月)、泉ヶ丘地区(6月)、長命ヶ丘地区(12月)、虹の丘地区(9月)、泉中東地区(6月)
平成6年	5地区	落合栗生地区(4月)、南中山地区(3月)、高森地区(12月)、向陽台地区(1月)、松森・鶴が丘地区(7月)
平成7年	3地区	幸町南地区(5月)、野村・上谷刈西部地区(7月)、山の寺地区(7月)
平成8年	2地区	北中山地区(11月)、加茂地区(9月)
平成9年	2地区	館地区(12月)、南光台東部(6月)
平成11年	3地区	寺岡地区(2月)、八乙女地区(10月)、桂地区(2月)
平成12年	4地区	貝ヶ森地区(5月)、人来田学区(4月)、泉崎地区(7月)、黒松地区(9月)
平成13年	2地区	南吉成地区(10月)、燕沢地区(2月)
平成14年	2地区	茂庭台地区(4月)、八本松地区(4月)
平成15年	1地区	泉中央地区(12月)
平成16年	2地区	山田鈎取地域(4月)、富沢地区(4月)
平成17年	3地区	中田西部地区(4月)、東中田地区(4月)、中田中部地区(4月)
平成18年	1地区	八乙女南地区(12月)
平成20年	1地区	上谷刈地区(7月)
平成21年	1地区	愛子地区(4月)
平成22年	1地区	明石南地区(10月)
平成25年	1地区	将監地区(3月)
平成26年	1地区	紫山地区(4月)
平成27年	2地区	錦ヶ丘地区(4月)、松陵・永和台地区(4月)
平成28年	1地区	南光台地区(6月)

地区社会福祉協議会の特徴

地区社協は、社協活動にご賛同いただいた町内会・自治会などの住民組織や民生委員児童委員などを中心に、地域内で活動する福祉関係団体等の参画を得ながら住民主体で運営されていることが特徴です。

その規模は、概ね地区連合町内会（小学校区または中学校区）を範囲として設立されていますが、小さい地区で1,000世帯以下、大きい地区では10,000世帯を超えるなど大小さまざまであり、地区社協の構成団体や運営方法についても、地域の実情や規模に応じた柔軟な形をとっています。

また、地区社協と本会とは、社会福祉法人として直接的な組織上のつながりはありませんが、相互に欠かすことができない重要な存在として強固な連携と協力関係にあります。



地区社協を構成する組織・団体

地区社協の活動は、住民の日常生活と関係が深いことから、地域の住民で構成されている団体や社会福祉関係団体など、さまざまな組織・団体が参画しています。

地域の住民で構成されている団体	町内会、自治会、消防団、防犯協会、交通安全協会、学区民体育振興会、社会を明るくする運動実行委員会など
社会福祉関係団体	民生委員児童委員協議会、日本赤十字奉仕団、共同募金会、ボランティアグループ、住民参加型在宅福祉サービス団体など
公共施設・保健福祉施設（機関）	地域包括支援センター、社会福祉施設、児童館、学校、市民センター、コミュニティ・センター、病院、幼稚園、保育所など
当事者団体	障害児・者団体（障害児・者親の会）、老人クラブ、子ども会育成会、PTA、社会学級、児童福祉協議会、青年団、青少年健全育成協議会など
その他	企業、商店街、郵便局、農協、生協、NPOなど

地区社会福祉協議会の活動

活動の推移

最初の地区社協が設立された昭和43年から昭和の終わりごろまで、地区社協の主な活動は、①地域の高齢者等の実態を調べる調査活動、②地区社協だより発行等の広報活動、③研修会の開催・参加等の研修活動、④地区の民児協、日赤、共募、老人クラブなど地域内の福祉団体等との連携・協力などが中心でした。

その後平成に入り、社会の高齢化・核家族化の進行によってひとり暮らしの高齢者が増えている状

況を踏まえ、平成元年に「ふれあい食事サービス事業」を開始し、全市的な展開が図られました。この事業は、地域のコミュニティ・センターや集会所等にひとり暮らし高齢者等を招待し、食事や踊りなどの出し物を通じて参加者同士やボランティアと交流してもらうことで高齢者の社会参加と孤独感の解消を図るもので



ふれあい食事会の様子

左は平成元年12月1日発行「ボランティアせんだい第4号」、右は昭和62年6月15日発行「ボラントピアせんだい第2号」より

平成8年度には、大きな転換期が訪れます。現在、104の全ての地区社協において実施されている小地域福祉ネットワーク活動のモデル事業の開始です。最初の推進モデル地区として小松島・荒巻・広瀬・鶴ヶ谷・原町・六郷・八木山・郡山・長命ヶ丘・向陽台の10地区社協、推進強化地区に旭ヶ丘地区社協が指定され、さらに翌9年度には国見・幸町・大和・長町・南中山の5地区社協が推進モデル地区に加わりました。このモデル事業を経て、小地域福祉ネットワーク活動は、平成12年度から全市的な事業に移行していきました。開始当初は、前述したふれあい食事サービス事業についても



小地域福祉ネットワーク活動の関連事業として平成17年ごろまで継続され、また同様に、関連事業に位置付けられた「ふれあい・いきいきサロン」は、現在行われている「サロン活動」の原型としてこの時期から始まっています。

小地域福祉ネットワークのモデル事業開始を伝える記事
平成9年3月1日発行「社協だより第54号」より

コラム

《小地域福祉ネットワーク活動と「地域福祉活動推進員」「福祉委員」》

地区社協では、小地域福祉ネットワーク活動等のコーディネート役を担う「地域福祉活動推進員」と、見守りやサロンなどの具体的な活動を担う「福祉委員」が活躍しています。これら福祉委員等は、小地域福祉ネットワーク活動が開始される以前、地区社協の中に福祉委員会を設置した時期があり、このなかで福祉委員の名称が使われたのがはじまりです。この福祉委員会の取り組みが後に上記の地域福祉活動推進員の設置に結び付いた一方、福祉委員は、地区社協のそれぞれの地域の状況に合わせて「福祉協力員」や「福祉員」「福祉ボランティア」「ふれあいさん」など、さまざまな呼称で小地域福祉ネットワーク活動等を担う人材として定着しています。

地区社会福祉協議会の設置状況（令和5年3月現在）

地区社協は、地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織されています。現在地区社協の数は、平成28年度に設立された南光台地区を加え104地区となりました。



The figure shows a map of Wakabayashi Ward divided into 9 regions, each outlined in black and filled with a different color. The regions are labeled as follows:

- 連坊 (Renge)
- 荒町 (Harachō)
- 南材 (Nankai)
- 若林 (Wakabayashi)
- 南小泉北 (Minamikosui Kita)
- 南小泉南 (Minamikosui Minami)
- 大和 (Yamato)
- 七郷 (Shichidōgawa)
- 六郷 (Rokudōgawa)

**若林区内の
地区社会福祉協議会
(9地区)**



小地域福祉ネットワーク活動

小地域福祉ネットワーク活動とは、住民同士が網の目のように連絡・連携しながら、見守りや声掛けなどの助け合いや支え合い活動を通じ、地域課題はできるだけ地域で解決し、誰もが住みよい地域づくりを行っていこうとする地区社協の活動です。

この活動を進めるにあたっては、地区社協を中心に、民生委員児童委員、町内会、ボランティアなどが、福祉、保健、医療等関係者の協力を得ながら、支援を必要としている住民に寄り添い、それぞれの地域性にあった支え合いの仕組みを構築することが大切です。

事業創設の経緯

少子高齢化が進展していくなか、高齢者をはじめ支援を必要とする方をどのように支援していくのか、また、住民の身近な地域における福祉活動への住民の参加をどのように進めていくか、といった課題を解決するために、平成8年度に11か所の地区社協を推進モデル地区・推進強化地区に指定して事業を開始し、平成12年度より全市的な実施が進められ、現在は仙台市内104の全ての地区で活動が行われています。

事業の変遷

年度	内容
平成8年度	「小地域福祉ネットワーク推進モデル地区事業」実施
平成12年度	<p>「地域福祉活動推進員設置事業」開始</p> <p>地域福祉活動推進員とは、地域でさまざまな人や団体が連携し、活動を充実させていくため、これらの関係者間をつなぐコーディネート役を担う地域住民で、地区社協会長の推薦に基づき本会会长が委嘱しています。</p> <p>※この時期より事業実施要綱が整備され、本格的に小地域福祉ネットワーク事業が展開されていく。</p>
平成18年度	現在の「小地域福祉ネットワーク活動推進事業助成金交付要綱」が制定される
平成28年度	<p>「選択メニュー」の導入</p> <p>選択メニューとは、地域で地域の抱える課題を話し合い、テーマを絞った住民座談会の開催、地域住民意識調査の実施、福祉活動啓発イベントの開催などを通じて、重点的に課題解決を目指す地区独自の取り組みです。</p>

事業の内容

本会では、小地域福祉ネットワーク活動を、各地域共通の安否確認活動等の基礎的活動、日常生活支援活動、サロン活動のほかに、地域独自の重点的な取り組みとして位置づけられる選択メニューに分類し、これらの活動に対して助成を行っています。

■ 安否確認活動

高齢者や障害者、あるいは幼い子どもを抱えている世帯などに対して、日頃から気にかけながら、声掛けや訪問などを行う活動です。生活の中の困りごとを早めに見つけて支援することで、事故や事件を未然に防ぐことを目的としています。

活動例

- 直接訪問する
- 電話をかける
- 外から電気の消点灯の確認
- 地域内ですれ違った時に挨拶をし、さりげなく話しかける
- 新聞の受領状況確認



安否確認活動の様子(宮城野区新田地区)



安否確認活動の様子(若林区大和地区)



安否確認活動実施対象世帯数・実施回数

日常生活支援活動

日常生活上のちょっとした家事や、外出などが困難になっている世帯を支援する活動です。

この活動はある程度技術を要する活動も含まれますので、専門職の意見を聞いたり、講座や研修を行ったりするなどして、技術を習得することも大切になります。なお、特に専門技術を要する場合は、無理をしないで専門職に任せることも必要です。

活動例

- 草取り
- ゴミ出し
- 洗濯
- 除雪
- 食事作り
- 布団干し
- 買物
- 掃除
- 外出時の付き添い（通院や散歩など）など



ゴミ出し支援の様子(宮城野区高砂地区)



掃除支援の様子(太白区泉崎地区)



日常生活支援活動実施対象世帯数・実施回数

■ サロン活動

サロンは、地域で支援する方と支援を受ける方の双方が一緒になり、企画や運営を行う楽しい仲間づくりの場です。子育て家庭の支援や、高齢者を中心とした交流型、年齢等の枠を取り払ったものなど、さまざまな形があります。サロンに参加することで、地域の交流・仲間づくり・気持ちのリフレッシュなどの効果が期待できます。

活動例

- お茶のみ ●懇談会 ●福祉や健康、その他暮らしに役立つお話
- 料理 ●お菓子作り ●手芸 ●絵手紙 ●カラオケ ●合唱 など



高齢者サロンの様子(宮城野区榴岡地区)



子育てサロンの様子(青葉区川平地区)



選択メニュー

安否確認活動などの基本的な活動では、補いづらい「地域の抱える独自の課題」に対して重点的に取り組む必要があるため、平成28年度に選択メニューが新たに活動内容に加わりました。

地域で重点課題を話し合い、テーマを絞った住民座談会の開催、地域住民意識調査の実施、福祉・防災マップの作成・配布、研修（支援活動者・地域住民向け）の開催、福祉活動啓発イベントの開催、その他必要なメニューを地区社協が選択して取り組んでいます。

地域の課題を話し合う機会をつくる取り組み～安養寺地区社会福祉協議会～

安養寺地区社協では、地域を構成する4つの町内会が継続的に集まり、ワークショップを通じ、我が事として、地域のさまざまな問題について話し合い、共有する機会をつくりました。ワイワイ・ガヤガヤと楽しく議論を重ねた結果、地区全体及び町内会ごとに取り組む課題を決め、解決策を検討しています。



事業の現在の姿

令和2年度から翌3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、集会所等に集まり、直接顔を合わせて行われてきたサロン活動や見守り活動が実施しにくくなり、高齢者等の閉じこもりや社会的孤立、心身状態の悪化などが心配されました。こうした状況が深まる 것을防ぐためにも、小地域福祉ネットワーク活動で育んできた住民同士のつながりや支え合いを絶やさない工夫や取り組みが求められます。

本会では小地域福祉ネットワーク活動を再開・展開する際の一助となるよう、活動上の感染症対策についてまとめたリーフレットを作成したり、スマートフォンやタブレット、ビデオ通話ソフトなどを使って、集わなくても交流ができる手法を検討してきました。

地区社協においても、感染症対策をしっかりと行い、3密（密閉、密集、密接）を回避しながらも行える工夫したサロン活動や見守り活動に取り組む事例も増えてきました。



ビデオ通話ソフト体験会の様子

地域福祉活動計画（せんだいあいプラン）

「地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）は、社会福祉協議会の呼びかけのもと地区社協や町内会、民児協など地域の福祉関係団体を始め、N P O、ボランティア、福祉サービス事業者、企業などが協力し合い、地域における福祉課題の解決を目指すための民間主体の活動・行動計画です。

本会では、平成 15 年に最初の活動計画（平成 15 年度から 17 年度まで）を策定し、その後、第 2 次活動計画（平成 18 年度から 22 年度まで）、第 3 次活動計画（平成 24 年度から 27 年度まで：東日本大震災への対応のため 1 年遅れて策定）、第 4 次活動計画（平成 28 年度から令和 2 年度まで）、そして令和 3 年に策定した現在の第 5 次活動計画（令和 3 年度から 8 年度まで）と続いています。

活動計画は、仙台市が策定する「せんだい支えあいのまち推進プラン」とは、ともに地域福祉の推進を目指すという共通の目標を掲げていることから、住民座談会や地域福祉セミナーを合同で開催するなど策定プロセスも共有した上で、理念や目標、計画の期間を共通のものとするなど、緊密な連携を図っています。このような経過から、活動計画と市の計画は、民・官による車の両輪の関係にあります。

活動計画策定の経緯

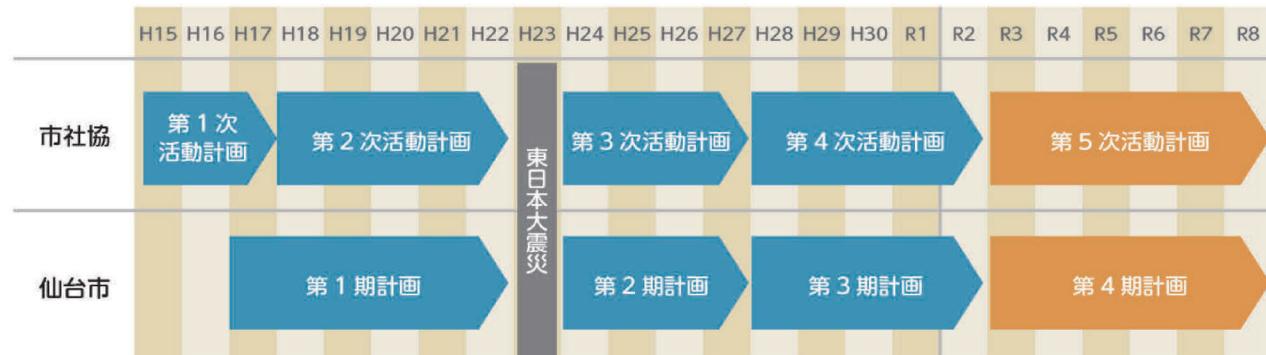
少子高齢社会が急速に進展し、社会福祉の基礎構造改革を背景に介護保険制度や支援費制度が導入され、社会福祉が大きな転換期を迎えていた平成 12 年に、社会福祉事業法が改正され、名称も変更されて新たに社会福祉法が施行されました。同法では、地域における社会福祉すなわち**地域福祉**の推進がうたわれ、その推進役を社会福祉協議会が担うことが明記されました。本会においても、平成 13 年 12 月に「地域福祉委員会」を設置し、同委員会から平成 14 年 2 月に「当面の地域福祉事業の見直し（中間報告）」を提言いただき、その中間報告に基づき、地域福祉委員会委員による作業委員会や地区社協・民児協など、さまざまな関係団体への説明・協議等を重ね、平成 15 年 3 月に本会初の第 1 次活動計画が策定されました。

事業の変遷

活動計画の期間

本会では、平成 15 年度の第 1 次活動計画の策定以降、3～6 か年を計画期間として活動計画を策定し、住民同士の支え合い、助け合いによる**地域福祉**の推進の取り組みに力を注いできました。

《5つの地域福祉活動計画と計画期間》



5つの活動計画

活動計画 (計画期間)	計画の基本理念	基本目標
第1次活動計画 (平成 15～17 年度) 	(1) 住民の参画による計画の策定 (2) 地域福祉の担い手の協働による地域福祉の向上 (3) 福祉マンパワー・福祉団体への支援による福祉サービス向上 (4) 福祉サービス利用者の権利保護のための取り組みの強化	(1) 地域生活支援の推進 (2) 総合相談機能の強化 (3) 福祉学習の推進 (4) ボランティア活動の推進 (5) 福祉マンパワー・福祉団体の活動支援 (6) 福祉サービス利用者支援の推進 (7) 介護保険・支援費事業等の経営 (8) 市社協・区社協の財政基盤及び組織・機能の強化
第2次活動計画 (平成 18～22 年度) 	『一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり』 活動計画の愛称を「せんだいaiプラン」と名付けました	(1) もっと知ろう、知らせ合おう～情報・課題の共有促進～ (2) 仲間を増やし、支え合おう～担い手の充実～ (3) よりよい支援を進めよう～福祉サービス・相談支援の充実～ (4) みんなで力を合わせよう～仕組み・基盤づくり～

<p>第3次活動計画 (平成 24～27 年度)</p> 	<p>『一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり』</p>	<p>(1) 身近な福祉課題に気付く力を高める (2) 課題を共有する場づくりを進める (3) 解決のための行動力を高める (4) 行動しやすい環境づくりを進める</p>  <p>活動計画策定委員会の様子</p>
<p>第4次活動計画 (平成28年度～令和2年度)</p> 	<p>『一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり』</p>	<p>(1) 身近な福祉課題に気づく力を高める (2) 課題を共有する場づくりを進める (3) 解決のために行動する (4) 一人ひとりの市民の参加を促進する</p>  <p>ワークショップでの意見交換</p>
<p>第5次活動計画 (令和 3～8 年度)</p> 	<p>『ともに生き、支えあうまち』 ～誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる～</p>	<p>(1) 身近な福祉課題に気づく力を高める (2) 地域の課題や良さを共有する場づくりを進める (3) 解決のために行動する (4) 一人ひとりの住民の参加を促進する</p>  <p>地域福祉セミナーで活動計画について報告</p>

活動計画の愛称『せんだいai（あい）プラン』

活動計画が、私たちが住む仙台を暮らしやすいまちにするための計画として親しみを持って受け入れていただけるよう、第2次活動計画から活動計画の愛称を「せんだいai（あい）プラン」と名付けました。このaiには、愛のほか支え合い・ふれあい・出会いなどたくさんのがついた計画にしたいという願いが込められています。



事業の現在の姿

令和3年度からの第5次活動計画は、これまでの活動計画と同様に、仙台市が策定するせんだい支えあいのまち推進プランとの連携を図りながら、理念や目標、計画の期間を共通のものとしています。また、策定にあたっては、さまざまな分野で活躍されている関係者で構成する計画策定等委員会を設置し、委員の皆様の熱心なご議論を中心に、住民座談会の開催やパブリックコメントの実施を通して、市民からの声をできるだけ反映することにも努めました。

地域福祉の主役はその地域に暮らす住民であることを基本として、住民主体の活動が目指すべき目標や活動の方向性を定めるとともに、本会がその住民による地域づくりのプロセスにどう関わり支援するかということについても盛り込んでいます。

『第5次地域福祉活動計画のキャラクター』『aiちゃん』



コミュニティソーシャルワーカーの配置展開と 相談援助業務

本会では、平成 25 年度に各区・支部事務所に C SW を 11 名配置してから、従前の地域住民の福祉的課題解決や地域づくりに向けた支援活動のより一層の強化に取り組んできました。

C SW は、個別の困りごとについて地域の関係者などさまざまな社会資源と結び付けながら相談対応を行うとともに、地域が抱えている課題解決に向けて住民主体を基本に共に取り組んでいくことで、誰もが暮らしやすい支え合いの仕組みづくり、地域づくりの支援をしていくことを業務としています。

コミュニティソーシャルワーカー配置の経緯

第 2 期の仙台市地域保健福祉計画及び第 3 次活動計画の策定委員会において、地域福祉を推進するためのコーディネーターである C SW の存在が重要であるとの意見を多くいただいたことや、東日本大震災後の復興期における地域での支え合い体制づくりの充実が急務となっていること等から、地域福祉の推進に関する新たな重点的取り組みとして仙台市からの補助金を受け「C SW 配置事業」を平成 25 年度より実施することにしました。

C SW 配置事業の概要〈平成 25 年度〉

- (1) 事業名：コミュニティソーシャルワーカー（C SW）配置事業
- (2) 事業説明：C SW を市内の各区社協に配置し、住民による地域の福祉的課題の解決力を高めることを目的に、地域の支援機関・団体をつないで支援を必要とする方の援助を行う。
- (3) 所管課：仙台市健康福祉局社会課
- (4) 実施主体：本会
- (5) 事業開始：平成 25 年度
- (6) 職員体制：各区社協に統括 C SW ・ C SW （主担当）、補助職員を配置
宮城支部のみ C SW （主担当）のみ配置 C SW の配置は計 11 名

CSW 配置の変遷

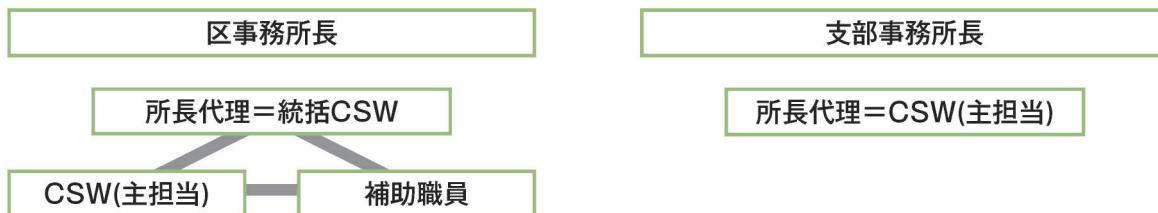
■ CSW の役割と配置数の変化

平成 25 年度

当初は、5 区・1 支部の事務所に合計で 11 名の C S W (正職員) を配置しました。また、C S W の補助職員 (契約職員) を 5 区に配置してその事務サポートを行う体制を整えました。

平成 25 年度においては、復興計画期間中の取り組みであることを踏まえ、喫緊の課題である復興公営住宅が建設される地域の見守り・支え合い体制づくりを目指し、その地域を C S W 配置事業の重点支援地区として支援にあたりました。

【業務体制】



平成 28 年度

既に配置されていた 11 名の C S W に加え、宮城支部に 1 名増員配置し、12 名の C S W で復興公営住宅整備地域の住民が主体となった支え合い活動の支援を行いました。

この頃より、配置後震災関連で 5 割を占めていた相談件数が、復興公営住宅建設地域以外の地域活動についての相談の増加に伴い 3 割を切るようになってきました。復興公営住宅整備地域において取り組んできた支援展開を、全ての身近な地域での地域課題解決に向けた住民の主体的な活動への支援に生かしていくようになっていきました。

【業務体制】



平成 29 年度

国が進めるモデル事業である「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」のうち「地域力強化推進事業」(令和元年度まで実施継続) に取り組むことになりました。地区社協が主体的に地域課題を把握して解決を試みる活動をより積極的に支援展開するため、各区・支部事務所を中心に、地域と C

CSW の協働による課題解決推進地区（CSW 協働推進地区）を 2 地区ずつ指定し活動の推進を始めることになりました。

平成 30 年度

「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」のうち、下半期より太白区事務所において「多機関協働による包括的支援体制構築事業」（令和元年度まで実施）も追加実施することになり、個別の困りごとの相談にあたる CSW を 1 名増員しました。

令和 2 年度

仙台市と協議し、国の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」の機能を加え、各区・支部事務所に CSW を 1 名増員し、以下の視点により地域支援・個別支援を行う体制を強化しました。

(1) 福祉に関する相談の受け止め体制の強化と、課題を抱える世帯への支援の充実

※太白区においてモデル的に実施していた取り組みを全市展開

(2) 地域包括支援センターによる地域づくりの取り組みへの支援

※第 1 層生活支援コーディネーターの配置については、令和 2 年度から受託

この時には、区・支部のボランティア担当職員と宮城支部が事務所を構える宮城社会福祉センターの職員 1 名にも CSW 発令をし、全体で 22 名の CSW を配置しました。

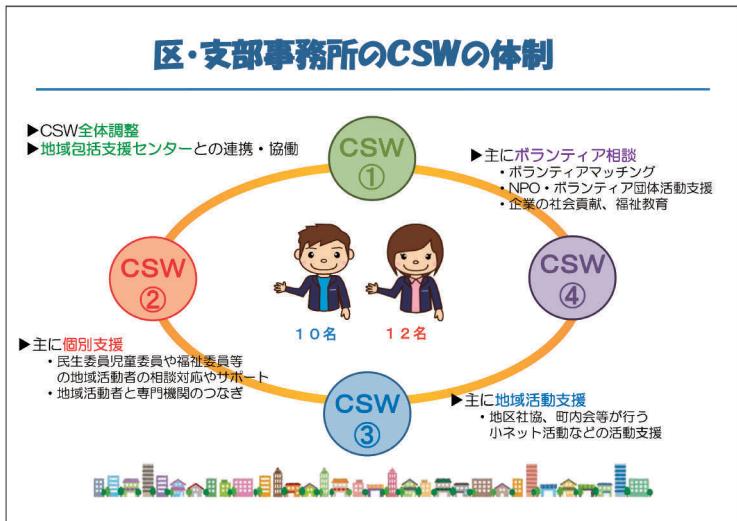
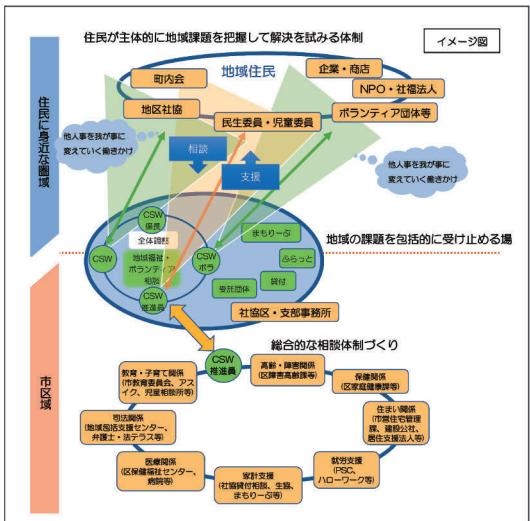


令和 3 年度

平成 29 年度から令和 2 年度まで実施されていた国のモデル事業の流れを受け、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の取り組みを踏まえ、令和 3 年度より「仙台市 CSW 配置事業」として補助事業から委託事業となりました。

このような配置展開により、CSW は次の 4 つの機能を持つことになりました。

- ①第 1 層生活支援コーディネーターの機能
- ②個別の困りごとの相談対応を行う相談支援包括化推進員の機能
- ③配置当初からの柱となる地区社協などの活動を支援する地域活動支援の機能
- ④ボランティアや N P O 、企業や大学の福祉活動の支援、福祉教育などを担うボランティア相談の機能



CSWの特徴と現在の姿

平成25年度に仙台市から補助金の交付を受け配置して以来、CSWはさまざまな地域福祉ニーズへ対応し、実績を積み上げるとともに、求められる役割も広がり、令和3年度より全てのCSWについて仙台市からの受託事業として展開しています。震災後に地域活動支援の機能を中心に始まったCSWも、市民からの負託を受けてその業務上の責務を重く受け止めるとともに、今後の業務展開も地域ニーズの変化に柔軟に対応するべく更なる強化を目指しているところです。

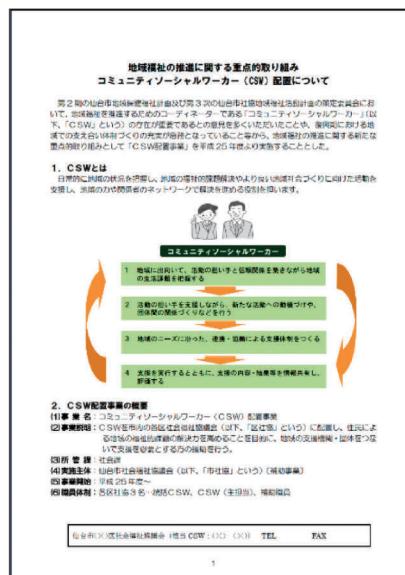
CSWの相談対応は、高齢者・障害者・子どもなどの分野を分けることなく地域住民の困りごとを受け止めることから始まります。そのため、どこに相談してよいかわからないことなどの例も多く、相談者が抱えている課題を整理し、より的確な相談支援機関に丁寧につなぐことも重要な役割の1つです。

また、民生委員児童委員や福祉委員などの地域活動者の気づきを大事にし、個別支援を制度やサービスだけの解決ではなく、地域住民の支え合い活動と結び付けて対応していくことも特徴です。一人のCSWが個別の困りごとの相談を受けながら、専門機関だけでなく地域活動者との情報共有や役割などを編み直しながら、活動体制や仕組みづくりなどについても支援していくことがCSWの活動の特徴にもなっています。

コラム

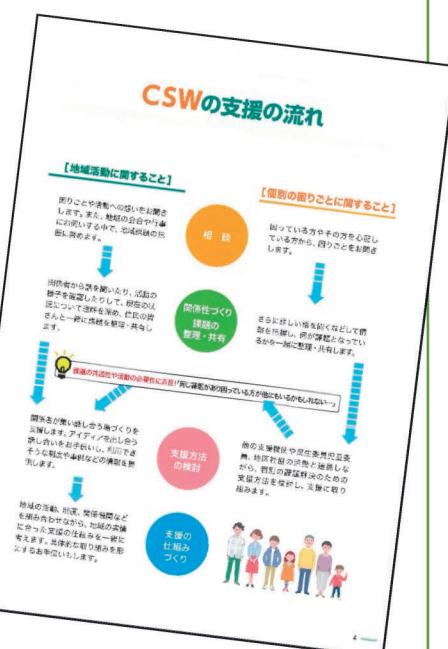
『CSWリーフレット』いろいろ

CSWの取り組みを記載した歴代リーフレットを紹介します



最初のリーフレット
平成25年度版
(A4判2ページ)

2代目リーフレット
平成30年度版
(A4判8ページ)



現在のリーフレット
令和4年度版
(A4判8ページ)

社会福祉センター

社会福祉センターは、社会福祉を目的とする市民の交流及び活動の場を提供することにより、地域社会を基盤とする社会福祉に対する市民の理解及び参加を促進するとともに、社会福祉団体との協働により地域福祉の増進を図ることを目的として仙台市が設置した施設で、青葉区宮城地区と泉区の2か所にあり、いずれも本会が指定管理者として管理運営を行っています。

事業創設の経緯

▶ 宮城社会福祉センター

宮城社会福祉センターは、昭和63年の仙台市と旧宮城町との合併から1年後の平成元年5月24日に、仙台市として初めての社会福祉センターとして開所しました。

開所時から本会が管理運営を受託し、その事務所には本会宮城支部（現在の青葉区宮城支部事務所）が入居しました。

▶ 泉社会福祉センター

泉社会福祉センターは、泉身体障害者福祉センター（現在の泉障害者福祉センター）を併設する複合施設として、平成4年5月16日に開所し、本会が両施設の管理運営を受託しました。

事業の変遷

平成15年9月の地方自治法改正により指定管理者制度が創設されたことにより、仙台市においても平成16年4月から指定管理者制度が導入され、両施設とも本会が指定管理者に選定されました。

その後も概ね5年ごとに非公募による指定管理者の選定を経て、現在に至るまで本会が指定管理者として管理運営を行っています。

事業の特徴

▶ 宮城社会福祉センター

センターには、集会室・会議室・談話室の貸室があるほかに、入浴施設があるのが特徴です。青葉区宮城地区は、以前からこの地区に長くお住まいの方々がいる一方で、宅地造成により新しく転入さ

れた方々が非常に多く、センターでは、高齢者支援・子育て支援・住民相互の交流などさまざまなニーズに合わせた事業を展開しています。

■ 泉社会福祉センター

センターには、福祉活動をしている登録団体向けに大会議室・和室・料理実習室などの貸室があります。貸館事業のほかに、センターの特徴的な事業としては、手話や点字の教室、認知症予防のための「生き活き楽習教室」、利用団体で組織する実行委員会による「センターまつり」の開催などが挙げられます。

なお、周辺に立地している障害者、高齢者施設と合わせ、一帯は「泉ぬくもりの里」と呼ばれており、施設間で互いに連携し、特色ある地域づくりにも取り組んでいます。

事業の現在の姿

■ 宮城社会福祉センター

センターだより、登録団体の活動情報を紹介する元気カタログを作成、発行するなどの広報活動を行っています。また、子育てサロンやスマホ入門講座など地域の利用者の要望などに対応した各種講座を開催しています。

■ 泉社会福祉センター

センターまつりの開催をはじめ、親子で参加できる吹矢体験や茶道講座などを開催するほか、泉ぬくもりの里にある施設職員と一緒にエリア全体での環境美化活動を継続して取り組んでいます。



宮城社会福祉センターの外観



泉社会福祉センターの外観

福祉プラザ

福祉プラザは、仙台市が、平成6年9月に来るべき21世紀の少子高齢社会に向けて、複雑・多様化し増大する福祉ニーズをより的確に捉え、障害者・高齢者・健常者の方など、全ての市民の世代を超えた交流及び相互理解を促進するとともに、豊齢化社会（市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会）の実現を図るための福祉施設拠点として設置しました。

本会は、平成19年度から指定管理者として管理運営を行っています。

事業受託までの経緯

福祉プラザの管理運営は、開館以来、財団法人仙台市健康福祉事業団（現在は公益財団法人）が仙台市から受託していましたが、福祉プラザには単なる貸館としての役割だけではなく、障害者や高齢者などを支援する団体や市民の活動を支援する場所（拠点）として、役割をより鮮明にすることが求められていました。

また、福祉プラザ・仙台市シルバーセンター・仙台市介護研修センターにおいて、重複する機能を整理・集約する一方、新規業務や需要が増加している事業に対応する機能を充実させる計画のもとで、福祉プラザの福祉用具の展示・相談事業をシルバーセンターに統合し、移転後のスペースは権利擁護事業やボランティアセンター事業の拡充に転用されることになりました。

さらに、平成17年度に改定された仙台市地域防災計画において、大規模災害発生時に、仙台市が設置し、本会が運営する市災害VCの設置候補地が福祉プラザになりました。

こうしたことを踏まえて検討された結果、地域福祉の推進を目的に多様な団体が参画している本会が、災害VCの運営も見据えて、日頃から施設管理や入居団体との調整、貸館業務を担うことが災害時の迅速・的確な対応にも不可欠であることなどの理由から、平成19年度から指定管理者となりました。

職員については、施設の管理運営の円滑な移行と正職員の雇用確保のため、財団法人仙台市健康福祉事業団から本会に一定数の正職員が移籍することになり、平成19年度は本会への出向の形で、最終的には平成20年度に3名の正職員が移籍しました。



福祉プラザの外観

管理運営の変遷

本会が福祉プラザの指定管理者となった平成 19 年度は、福祉プラザだより第 1 号を発行し、平成 21 年度には、1 階ロビーにて「福祉施設製品販売」を開始しました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響は大きく、5 月 31 日までは臨時休館（ふれあいホールは 9 月 30 日まで）となりました。この間、発災直後には近隣住民が避難してきたことを受けて、3 月 16 日までは避難所を開設し、3 月 16 日から 5 月 10 日までは、災害 VC 運営のために駆けつけた県外社協応援職員の宿泊場所として活用しました。また、緊急小口資金特例貸付の対応として 4 月 5 日から 4 月 28 日までは申請受付の会場にもなりました。

平成 25 年度には、市民への地域福祉に関する情報を提供するため「地域福祉情報コーナー」を開設しています。

平成 26 年度には、指定管理者の選定が公募制に変更されたため、株式会社東北共立とのグループで応募し、平成 27 年度から 5 年間の指定管理者として指定を受けました。

平成 29 年度には、インターネットの利便性を向上させるため、館内に Wi-Fi 設備を設置し、平成 30 年度には、貸館のソフト事業として、アートカフェ・福祉講座・福祉施設合同展示会を新たに開催しています。

令和元年 10 月 10 日に発生した台風 19 号の大霖により、同月 12 日深夜に地下駐車場等が浸水被害を受け、復旧には相当の日数を要しました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和 2 年 4 月 8 日から 5 月 31 日まで、さらには令和 3 年 3 月 26 日から 5 月 11 日まで 2 回にわたり臨時休館となりました。

事業の特徴

施設運営にあたっては、「福祉図書コーナー」や「地域福祉情報コーナー」を活用した実践的な地域福祉情報を提供するとともに、同コーナーの利用促進を通じた在仙大学やボランティア団体との連携強化に努めています。また、「福祉施設製品合同販売会（手づくり市）」をはじめとする各種事業の実施などを通じ、入居団体との連携を図り、市民や福祉団体にとって利便性の高い管理運営を目指しています。

福祉施設製品合同販売会（手づくり市）

平成 21 年度から 1 階ロビーの一角において、市内の障害者施設による福祉施設製品販売会を開催してきましたが、販売施設の駐車場が確保できず、毎回 2 施設しか出店できない状況でした。来館者をはじめ、参加施設の方々や入居団体の職員から「沢山の施設が集まって合同で販売する機会を」という声が高まり、平成 27



福祉施設製品合同販売会（手づくり市）の様子
(平成 30 年度)

年度からは年1回、1階ロビー全面を使って開催することになりました。

平成29年度からは、年2回開催していますが、来館者・地域住民・入居団体の職員・施設利用者・施設職員が交流する場として、また、施設関係者には施設外活動、施設相互間の交流の機会、来館者には福祉現場の見聞の機会として好評を得ています。

事業の現在の姿

福祉プラザでは、市民や福祉団体の活動拠点として、貸室や福祉に関する情報の提供や各種講座等の開催を通じ、福祉活動の支援や市民の福祉意識の向上を図っています。

また、貸館業務を主な事業としながら、指定管理者として独自に行う各種事業の実施にも努めています。